



上下水道・ごみ・生活環境

上水道

問 上下水道部

水道料金

メーター検針について

2カ月に一度、委託業者が同いメーターの検針を行い、ご使用量のお知らせを通知いたします。

支払い方法

●納入通知書の場合

上下水道部から送付する納入通知書に料金を添えて最寄の金融機関・コンビニエンスストアで納期限までに払込んでください。

●スマホアプリを用いた上下水道料金モバイル決済サービスについて

キャッシュレス決済の普及に伴い、モバイル端末(スマートフォン)でお支払いができるモバイル決済サービスを導入しております。

詳しくは右記QRコード(松原市役所ホームページ)をご参照ください。



●口座振替の場合

皆さんが預金されている金融機関から水道料金等が自動的に支払われます。口座振替の手続きは、預金通帳と使用している印鑑及び最近の領収書か使用水量のお知らせ票を持って、ご希望の当該金融機関へお申し込みください。また市役所上下水道総務課お客様窓口(本庁7階)にて金融機関のキャッシュカード(一部金融機関非対応)でも口座振替のお手続きができますのでご利用ください。

閉栓・開栓及び料金精算などの届け出

引越していかれるとき、引越してこられるとき、長期にわたって水道を使用しないときなどは、4~5日前までに必ずご連絡ください。

また、使用者あるいは所有者の名義が変わるときやそのほかの変更があるときも、必ずご連絡ください。(委託業者が閉開栓、料金精算などの業務を行っています)

こんなときは

水道工事を依頼する場合には

新しく水道管を引き込んだり、口径を大きくしたり、増改築に伴う宅内工事で水道メーターを移動させる必要がある場合には、指定給水装置工事事業者(*)にご連絡ください。

水道料金が大幅に高くなっている場合には

蛇口をすべて閉めていただき、水道メーターの中心部にあるパイロットを見てください。このパイロットが回っているときは、建物内で漏水している可能性がありますので、すぐに指定給水装置工事事業者(*)にご連絡ください。なお、道路上で漏水を発見された場合には、お手数ですが上下水道部にご連絡ください。

上下水道部職員の名をかたった悪質な訪問販売にはご注意ください

- 水道管や下水道管の汚れの調査や清掃のすすめ
- 浄水器、活水器等の取り付けのすすめ
- 水質検査や電話によるアンケート

などといったことは上下水道部では一切行っていませんので、不審に思ったときは上下水道部にご連絡ください。なお、上下水道部が委託した調査員は身分証明書を携行しています。

急に蛇口から赤い水や白い水が出た

水道工事などにより水道管内にある鉄さびや空気が流れ出したもので健康には問題ありません。水道工事終了後には十分な洗管を行っていますが、気になることがあれば、上下水道部までご連絡ください。

指定給水装置工事事業者(*)…市ホームページに掲載しています。ご不明な点があれば上下水道部にお問い合わせください。



上下水道部からのお知らせ

水道を長く使用されない場合のご注意

水道を長く使用されない場合には、消毒の残留効果(残留塩素)がなくなっていたりしますので、この場合、ご使用する最初の水は、念のためバケツ一杯程度を飲み水以外にお使いください。

冬には水道管にも防寒対策を

水道管の中の水が凍り、破裂することがありますので水道管の上に布か発泡スチロールなどの保温材をまくことで予防できます。

凍結したときは自然に溶けるのを待つか、ぬるま湯を徐々にかけてゆっくり溶かしてください。熱湯を直接かけると破裂しますので注意してください。

破裂したときは、水道メーター横の止水栓を閉めて指定給水装置工事事業者(*)に修理依頼をしてください。

指定給水装置工事事業者(*)…市ホームページに掲載しています。ご不明な点があれば上下水道部にお問い合わせください。

納付方法

●一括納付

初年度第1期の納期10月31日までに、全額をまとめて一度に納めていただきますと、前納報奨金が交付されます。

●分割納付

3年6回に等分し、初年度2回、次年度2回、次々年度2回の合計6回で分割納付していただきます。

●納期 各年度

1期	10月1日～31日
2期	翌年2月1日～25日

水洗化工事

問 上下水道管理課

3年以内に水洗化を

処理区域(水洗便所にできる区域として市が公示した区域)内にくみ取り便所のある建物の所有者(家主)は、くみ取り便所を3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。また、台所・洗濯・風呂などの雑排水も遅滞なく公共下水道へ接続することが義務付けられています。

なお、し尿浄化槽便所を使用している場合も、浄化槽を廃止して公共下水道に接続してください。

松原市排水設備工事指定業者

水洗化の工事は必ず市の指定業者にお申し込みください。

水洗化工事の助成

問 上下水道管理課

くみ取り便所や、し尿浄化槽便所を期限内に水洗便所に改造される人の負担を少しでも軽くするために助成制度を設けています。

改造補助金

改造期限(3年間)内に水洗便所に改造される人に次のような助成制度を設けています。

第1種改造補助金

- ①改造工事一件につき30,000円を助成(供用開始から1年以内に改造する場合)
- ②改造工事一件につき10,000円を助成(供用開始から1年を超えて、3年以内に改造する場合)

下水道

問 上下水道部

受益者負担金制度

問 上下水道総務課

受益者負担金とは

公共下水道の建設には、膨大な費用がかかります。その費用は、借入金である起債、国からの補助金、そして受益者負担金によりまかなわれています。

受益者負担金とは、下水道整備区域内に土地をお持ちの方に、整備費用の一部をご負担いただきそれを貴重な財源として下水道整備を進める制度です。

賦課する区域として公告された地域内に所有されている土地の面積に1㎡当たりの単位負担額450円を乗じた額が受益者負担金となります。受益者負担金はその土地に一度だけ賦課されるもので、再び賦課はしません。



発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話



子どもでも使える高さ

子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり



どんな世代でも使いやすい

身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

外国語の案内



住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。



第2種改造補助金

改造工事一件につき50,000円を助成

(第2種対象者 ①家屋の所有者、または所有者の代表者
②「高齢者」「重度障がい者を扶養している人」「義務教育修了前の児童を扶養している配偶者のいない人」のいずれかで、その世帯の総収入が一定額以下の人)

改造補助金(第1・2種)の資格は、①改造期限(3年間)内に改造工事を行う人、②下水道事業受益者負担金を滞納していない人、③市税及び下水道使用料を滞納していない人。

融資のあっせん

改造工事一件につき5万円以上60万円以内で市内の金融機関にあっせんします。全額償還された後、償還に係る利息分が完済補助金として交付されます(し尿浄化槽付便所の改造も含む)。

資格は、大阪府在住の確実な連帯保証人を有する人、及び改造補助金資格に該当する人。

●利率、償還方法、延滞金などはお問い合わせください。

大規模浄化槽切替改造補助金

●大規模浄化槽切替改造補助金(20人槽以上50人槽未満の浄化槽)

補助対象経費(消費税及び手数料を除く)の3分の2(50万円を限度とし、千円未満を切り捨て)を支給。

●大規模浄化槽切替改造補助金(50人槽以上の浄化槽)

補助対象経費(消費税及び手数料を除く)の3分の2(200万円を限度とし、千円未満を切り捨て)を支給。

※大規模浄化槽切替改造補助金の申請を行う場合は、第1種・第2種改造補助金及び融資あっせんを受けることはできません。

助成を受けられる資格は

1. 供用開始から3年以内である。
2. 市税等を滞納していないこと。
3. 20人槽以上の浄化槽を設置している建築物の所有者である。
4. 浄化槽の大きさを証明する書類の写しの提出。
(浄化槽法第11条の規定による定期検査の検査結果報告書の写し)
5. 直近1年間の使用水量が1,000m³以上であること。
(50人槽未満の場合)

水洗化工事見積りサービス

公共下水道への切り替え工事を希望される方に、市役所窓口にて見積もりサービス専用指定業者一覧表より、1～3社選択していただき、市役所が希望者の代わりに見積もり依頼を行うサービスです。

下水道使用料

問 上下水道総務課

下水道使用料とは

下水道法と松原市下水道条例に基づいて、各家庭や工場、事務所などから排除される汚水を処理場で浄化したり、下水道管の維持補修や建設借入金の返済を行う費用として排除量に応じて公共下水道の利用者に負担していただくものです。

排除量はどのようにして決めるのか

上水道の使用水量を基準にします。また、水道水以外の水を使っている場合は、利用状況などによって別に認定します。

いつから負担するのか

トイレの水洗化などで、使用した水を下水道へ排除するようになると、下水道使用料を負担していただくこととなります。

支払い方法

水道料金と一括してお支払いいただきます。



ごみの分別と出し方

問 環境業務課 ☎332-8483

ごみの収集日は、居住されている地区によって異なります。また、ごみの種類によっても異なりますので注意してください。

可燃ごみ

週2回収集

ごみは透明袋で、決められた収集日(①午前7時まで)に出してください。

収集時間については、ごみの量や工事等で変更される場合があります。

- 生ごみは水をよく切って袋の口をしっかりと縛る。
- 1回につき45ℓ袋合計5袋まで。
- 犬猫のフンの始末は、トイレで。
- 窓付封筒、ビニールコート紙、油紙、写真、防水加工紙や感熱紙、ノーカーボン紙などは再生できないので可燃ごみとして出す。
- 古着や古布はできるだけ地域の集団回収や廃品回収業者に出し、集団回収や廃品回収業者を利用できない場合は可燃ごみとして出す。



不燃物・粗大ごみ

電話申込等による収集(収集は無料です。月1回1世帯8点まで)

「不燃物・粗大ごみ受付センター」にて事前に電話等でお申込みください。

電話

フリーダイヤル 大ゴミ ヨヤク
0120-053-489【通話料無料】
FAX072-349-1116

※固定電話以外の方は、072-335-8055をご利用ください。

申込日時

月～金曜日(祝日を含む)
午前9時～午後5時
(12月30日～1月3日を除く)

収集日時

月～土曜日(祝日を含む)
(12月31日～1月3日を除く)



インターネット24時間受付(下記のQRコードをご利用ください)

URL: <https://www.city.matsubara.osaka.jp>
ホーム画面の下端中央(くらしのサポート)の
バナーをクリックしてください。



- ライターはガスまたはオイルをぬく。
- ガラス、かみそりなどは、厚紙などでくるみ、ひもでくってから、「割れガラス」または「危険」と表示して出す。
- 使用済みボタン型乾電池はカメラ店、スーパーへ返す。
- 乾電池は市役所、図書館、駅などに設置してある乾電池回収ボックスに入れる。
- ペットの砂・園芸の砂は、片手で持てる重さで破れない袋(1袋以内)で出す。
- 物干し竿は半分に折って出す。
- ストーブは灯油や乾電池をぬいて出す。
- 家電製品や家具は買い替え時に下取りをしてもらう。
※家電製品の内家電リサイクル法対象機器(エアコン等)は不燃粗大ごみとして出せませんのでご注意ください。

ペットボトル・びん・缶・小型金属類

隔週収集

- スプレー缶は使い切って出す(プラスチック部分は取り外して可燃ごみに出す)。
- ビンは中身を使いいきり、フタを取って簡単に水で洗って出す。
- ペットボトルはキャップとラベルを取り外して、中を水洗いして押しつぶしてから出す。取り外したキャップとラベルはプラスチック製容器包装類に出す。
- ペットボトルは♻️の表示のあるものに限る。
- なべ・やかんについている木・プラスチック部分は、できるだけ取り外して可燃ごみに出す。
- ビールビン・一升びんなどは購入先へ返す。



新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・その他紙製容器包装

隔週収集

- 段ボールは、折りたたんでから出す。
- 紙袋などに入れられない。
- 紙パックは、洗って切り開いて良く乾かして出す。
- 集団回収が実施されている地域ではできるだけ集団回収に出すようにしてください。



- 5品目(新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・その他紙製容器包装)单品ごとにひもで十字に結束して出す。
- 紙パックでもスープ・酒のパックなどで中側に銀紙が貼ってあるのは可燃ごみに出す。
- 紙の箱や筒はつぶして平たくする。
- 紙以外のものは取り除いて出す(紙袋の持ち手、ティッシュボックスのビニール等は可燃ごみに出す)。
- 中身が残ったり、付着しているものは、取り除いて出す。

▶▶ ペットボトル以外のプラスチック製容器包装類

毎週収集

- 中を水洗いしてから出す。
- 汚れが取れないものはリサイクルできませんので「可燃ごみ」に出す。

●具体例

プラスチック製容器包装(ペットボトル以外)(♻️マークで表示することになっています。)



資源化できないプラスチック製のごみ(プラモデルや洗面器など)で

- 最大の辺または径が30cm以内
 - 棒状で1m以内
 - 金属が含まれていない
- に該当するものは可燃ごみに出す。

▶▶ 不用になった(家電リサイクル法対象)家電製品

エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)

エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)洗濯機(衣類乾燥機)はごみとして処分できません。

平成13年(2001年)4月より、家電リサイクル法が施行され、不用となった家電の引き取り運搬は家電販売店に、リサイクルは、家電メーカーに義務付けられ、その費用は消費者が負担します。消費者が家電を処分しようとするときは、その製品を買った販売店に引き取りを頼んでください。買い替える場合は、新しい製品を買う販売店に引き取りを頼んでください。どこで買ったか分からないときや買い替えでない場合は、市で引き取りすることができますが、1台毎にリサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。リサイクル料金は家電品目によって異なります。これらの費用については環境業務課にお問い合わせください。



▶▶ 収集処分できないもの

危険物・建築廃材薬品・その他

- 収集処分できない物は販売店・メーカーや処理業者に依頼する。
- 事業活動に伴う物は自己処理が原則。



主な処理相談窓口

原動機付自転車・オートバイ	二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727
LPガスボンベ	大阪府LPガスお客様相談所 ☎06-6263-0410
消火器	販売店、消火器製造元 消火器リサイクル推進センター ☎03-5829-6773
タイヤ、バッテリー	オートバックス松原店 ☎335-8778 松原タイヤ商会 ☎334-0900
ピアノ	河合楽器松原ショッパ ☎334-5900 タケモトピアノ ☎0120-37-0009
金庫(手提金庫は、不燃物・粗大ごみへ)	大阪セーフ・ファニチュア協同組合 ☎06-6228-6767



臨時ごみの取り扱い

引越しなどによって出たごみ(臨時ごみ)は、下記の方法で処理してください。

自分で持ち込む場合(無料)

- 「不燃物・粗大ごみ受付センター」に連絡して、ごみの種類等を伝えてください。
携帯電話からは☎072-335-8055
固定電話からは☎0120-053-489
搬入日の午前中に必ず連絡してください。
①搬入日は、毎月28日までの平日(月曜日から金曜日)です。
②年始(1月1日から10日)は、搬入できません。御注意ください。
- 搬入日の午後1時から午後3時の間に搬入してください。
①ご本人が搬入に行く必要があります。
②本人確認を行いますので、身分証明書を御用意ください。
③事業活動に伴い発生したごみは、受入できません。

引越しごみを市の委託業者へ依頼する場合(有料)

- 「不燃物・粗大ごみ受付センター」に連絡して、ごみの種類等を伝えてください。
携帯電話からは☎072-335-8055
固定電話からは☎0120-053-489
受付時間は、平日(月曜日から金曜日)の午前9時から午後5時までです。
- 収集に伺う業者から連絡が入ります。
- 決まった日時、場所にごみを出してください。
- 収集日に収集後、委託業者に手数料をお支払いください。金額は、100kg毎に500円かかります。
※ごみの種類によっては、収集できない場合があります。
注1:立ち合いが必要です。
注2:希望の日時に沿えない場合があります。なるべく早めに連絡してください。

事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分手数料

問 環境業務課

取扱区分	単位		手数料
可燃ごみの収集・運搬(上限額)	指定袋による とき	30リットル用1袋につき	84円
		45リットル用1袋につき	126円
		70リットル用1袋につき	189円
可燃ごみの処分	指定袋に収納 できないとき	10キログラムまでごとに	189円
		指定袋による とき	30リットル用1袋につき
	指定袋による とき	45リットル用1袋につき	110円
		70リットル用1袋につき	180円
不燃物・粗大ごみの処分	指定袋に収納 できないとき	10キログラムまでごとに	170円
		不燃物・粗大ごみの 収集・運搬(上限額)	10キログラムまでごとに
不燃物・粗大ごみの 処分	10キログラムまでごとに	220円	

※可燃ごみについては、原則指定袋での排出になりますが、どうしても収納できない場合については、必ず事前に相談願います。

※収集・運搬手数料は、市が許可する事業系一般廃棄物の収集運搬業者と契約し、上記の収集・運搬手数料の範囲内でお支払いください。

※指定袋については、事業系一般廃棄物に係る処分手数料を納付したのに対して10枚単位で交付します。



排水路清掃

問 上下水道管理課

排水路等の清掃及び清掃土砂等の回収について

公共用に供している水路や、町会等では清掃困難な会所マス及び雨水マンホールの清掃については、町会長等からの依頼を受けて清掃を実施しております。また、ご自宅周辺の溝等、皆さんで清掃が可能な箇所については、地域住民を主体とした町会等による清掃をお願いしています。町会等の清掃で発生した土砂についても、町会長等の依頼によって回収を行っております。
※清掃、土砂回収の依頼は、上下水道管理課窓口で受け付けております。

生活環境

問 環境予防課

光化学スモッグ・PM2.5について

大阪府の「防災情報メール」に登録すると、光化学スモッグやPM2.5が高濃度の日に注意喚起のメールが配信されます。高濃度の日は屋外での激しい運動は控えましょう。

登録方法

QRコードまたはtouroku@osaka-bousai.netに空メールを送信し、返信メールから登録用URLにアクセスし登録する(配信条件の選択画面では「光化学スモッグ」と「お知らせ」の項目を「希望する」に選択してください)。



空地の所有者の人へ

定期的に雑草の刈取りを行ってください。放置すると雑草が繁茂し、花粉や害虫の発生により近隣住民の迷惑になります。

野焼きはやめましょう

野焼き(ドラム缶などでごみを燃やす行為)は原則、禁止されています。煙やにおいなどで近隣住民の迷惑にもなりますので、適切にごみの処理をお願いします。

河川をきれいに

大和川の水の汚れの原因の約7割がトイレや台所、お風呂、洗濯など日常生活から出る「生活排水」です。ご家庭からの生活排水をできるだけ汚さずに流すための工夫として、次のことを心がけましょう。

- 食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう。
- 食器やフライパンなどの汚れは拭き取ってから洗いましょう。
- 食べ残しや残りくずを直接流さないようにしましょう。

電気代、損していませんか?

家庭での電気代を減らすことは、温暖化の緩和にもつながるととても大事なことです。財布にも地球にも優しい暮らしのために、次のことを意識してみましょう。

- 照明をLEDにする
- エアコンのフィルターをこまめに清掃する
- 冷房の風向は上向きに、暖房の風向は下向きに

- エアコンの適正な温度設定
- 室外機のまわりに物を置かない
- 長期間使わない家電はコンセントを抜く

犬・猫などを飼うには

問 環境予防課

飼犬登録と予防注射について

飼い主の皆さんへ!

- 犬は家族の一員、最後まで責任をもって正しく飼いましょう。
- 放し飼いは他人に迷惑です。必ずつないで散歩しましょう。
- フンの後始末はきっちりしましょう。

なぜ犬に狂犬病予防注射を受けさせないといけないか

狂犬病予防法が制定される1950年以前、日本国内では多くの犬が狂犬病と診断され、ヒトも狂犬病に感染し死亡していました。このような状況のなか狂犬病予防法が施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が徹底されるようになり、狂犬病を撲滅するに至りました。この事例を見ても、犬の登録や予防注射が狂犬病予防にいかに重要な役割を果たすかが理解できます。

現在、日本では、犬などを含めて狂犬病の発生はありません。しかし、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威に晒されています。

市民の皆さん、飼い犬の登録と予防注射は忘れずに行いましょう。室内犬や小型犬でも同じです。

●犬の登録手数料

1頭につき3,000円(生後91日以上の犬で生涯1回)登録時、飼い主の住所・氏名・犬の種別・生年月日・毛色・名前を伺います。

令和5年4月1日より、所有者がWEB等で犬に装着されたマイクロチップの登録手続きを行うことをもって、飼い犬の登録をしたこととなります。

その場合は市役所窓口での飼い犬の登録・鑑札交付手続きが不要となり、登録手数料(3,000円)も不要となります。

●狂犬病予防注射

生後91日以上の犬に対し、年に1回受けさせることが義務付けられています。

市では、4月に市内の公園などを巡回し、狂犬病予防集合注射と登録を行っています。集合注射を受けられなかった場合でも、動物病院で受けることができます。

●狂犬病予防注射済票交付手数料

1頭につき550円(別途注射料金がかかります)

●登録内容に変更があるとき

1. 市内での転居・飼い主の変更等あるいは犬が死亡した場合は環境予防課で変更手続きをしてください。
2. 市外へ転出・市外の飼い主に変更となった場合は、鑑札をもって新しい市町村の担当課で変更手続きを行ってください。(鑑札があれば無料で手続きできます)



猫を飼うときは

室内での飼育を

猫が屋外に出ると交通事故にあったり、感染症にかかったりします。それ以外にも、他人のお家で糞や尿をしたり、花壇を荒らしたりして迷惑を掛けているかもしれません。

不妊去勢手術をしましょう

生まれた子猫が飼われずに不幸なノラ猫になるのを防ぐためにも、不妊去勢手術をしましょう。

不妊去勢手術を受けると、猫の数を増やさないだけでなく、生殖器系の病気になりにくくなり、性格もおとなしくなります。また、マーキング(尿かけ)を予防するなどメリットもあります。

ペットが亡くなったとき

市では、亡くなったペットの引取りを行っています。休日(日曜日及び年末年始)は引取りしませんので、市役所へ直接持ち込んでいただくか、休日明けに連絡してください。

●引取り処理の手数料 1体 2,000円

●持込み処理の手数料 1体 1,000円

飼い主不明の犬や猫の死体を発見した場合も環境予防課へ連絡してください。

蚊、ハエなどの衛生害虫の駆除

問 環境業務課

皆さんの周辺の公共水路(側溝や排水路)などで、蚊やハエなどの衛生害虫が発生したときは、環境業務課まで連絡してください。町会などを通じて要請があれば、日程調整の上、駆除作業を実施します。なお、衛生害虫が発生しそうな場所には、定期的に薬剤散布による駆除を実施しています。また、その他の衛生動物についてお困りのときは相談してください。

住宅

問 建築住宅課

市営住宅

松原市内に住んでいるか、勤務している方なら応募することができですが、他の民間住宅とは異なり、公営住宅法、条例などによりいろいろな制限があります。

入居募集のある場合は「広報まつばら」やホームページ等に掲載します。募集期間中には建築住宅課に申し込み用紙を備え付けています。

詳しくは入居募集時に配布する「市営住宅申込みのしおり」をご覧ください。

府営住宅

指定管理者

日本管財(株)藤井寺管理センター ☎072-930-1093

募集期間中には、1階総合案内及び建築住宅課に申し込み用紙を備え付けています。

木造住宅耐震関連補助金及びブロック塀等の撤去・新設補助金について 問 まちづくり推進課

市では、建築物などの耐震化促進を図るための補助制度があります(下表参照)。除却工事については、令和4年度より補助額などの見直しを図り、拡充しています。

また、各補助金の交付には、一定の要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。なお、事前に着手された場合は、補助できませんのでご注意ください。※詳細は市ホームページをご覧ください。



補助事業	耐震診断	耐震改修工事	除却工事	ブロック塀等撤去工事	ブロック塀等新設工事
築年数	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 (建築基準法において明らかな違反がないこと)				
補助対象	耐震診断	耐震診断結果(※1)が1.0未満	耐震診断結果(※1)が評点0.7未満または簡易診断結果(※2)が7以下	ブロック塀等点検表(建築基準法で定める基準)において不適合が1以上	
他要件		申請者の合計所得金額が1,200万円以下		道路または公園に面する高さ60cmを超えるブロック塀等を全て60cm以下にする撤去工事	左記撤去工事の補助金を利用して全部撤去したもので、安全な基礎に緊結する軽量フェンス等の新設工事
補助金額	診断費用の実費、一戸あたり5万円または延べ床面積に1,100円/㎡を乗じて得た額のいずれか低い額	改修工事費用の実費または一戸あたり40万円(所得によっては60万円)のいずれか低い額 ※耐震設計も併せて行う場合、改修工事の補助金額に設計費用の7/10または一戸あたり10万円のいずれか低い額を加算	【戸建て】 除却工事費用の実費または一戸あたり40万円のいずれか低い額 【長屋・共同住宅】 除却工事費用の実費に1/4を乗じて得た額、一戸あたり20万円または延べ床面積に6,000円/㎡を乗じて得た額のいずれか低い額	撤去工事費用の実費または道路から見た撤去面積に1万円/㎡を乗じて得た額のいずれか低い額の8割 (認定通学路または公園に面する場合はいずれか低い額の10割)	新設工事費用の実費または道路から見た新設面積に2万円/㎡を乗じて得た額のいずれか低い額の5割

上記いずれにおいても、補助対象者(申請者)は所有権を有する者でなければなりません(登記事項証明書などにて確認)。

(※1)建築物の耐震診断の指針に基づき有資格者が行う診断結果

(※2)一般財団法人日本建築防災協会編集の「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく判定結果



住宅についての相談

問 建築住宅課、まちづくり推進課

住宅関係全般に係わる相談窓口一覧表(大阪府建築行政マネジメント推進協議会)を建築住宅課・まちづくり推進課のカウンターに備え付けてありますのでご覧ください。

住みよいまち

問 みち・みどり整備課、まちづくり推進課

家を建てる時

建物の新築・増築などをするときには、建築基準法に基づく「建築確認申請」の手続きが必要です(ただし、防火・準防火地域以外で増築等の延べ面積が10㎡以内のものは除かれます)。

大阪府福祉のまちづくり条例の事前協議

大阪府福祉のまちづくり条例で定める規模の特定施設を建築するときには、工事着手前に計画についての事前協議が必要です。

特定施設

● コンビニエンスストア

用途に供する床面積100㎡以上200㎡未満

● 集会場

集会室の床面積200㎡未満

上記の施設以外にも対象となる特定施設がありますので詳しくはまちづくり推進課へ。

中間・完了検査制度

市内で住宅などの建築物を建築される場合、中間検査及び完了検査が必要です(詳しくは、大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室のホームページをご覧ください)。

放置自転車

問 みち・みどり整備課

市営駐車場

市では駅周辺の放置自転車対策として自転車駐車場を設置し管理しています。

駐車場名	設置場所	電話	収容台数
高見の里駅自転車駐車場	高見の里3-63-2	☎336-4643	370台
布忍駅自転車駐車場	北新町1-270-3	☎336-4792	850台
河内天美駅自転車駐車場	天美東7-53	☎336-4795	1860台

休業日 1月1日から1月3日まで

自転車駐車場の使用料

利用できる車種	一時利用	定期利用	
		1カ月	3カ月
自転車	100円	1,200円	3,300円
原動機付自転車(50cc以下)	200円	2,000円	5,500円

撤去自転車保管所

駅周辺の自転車放置禁止区域で撤去した自転車は撤去自転車保管所で6カ月保管しています。

所在地 三宅中7-1113-2

電話 ☎334-6877

返還時間

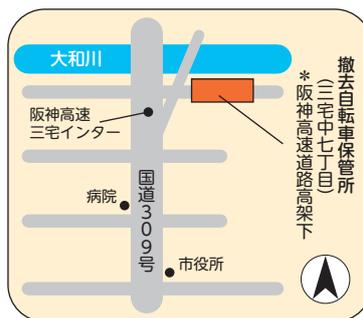
平日及び毎月の第3日曜日:午前9時~午後5時15分

毎月の第1、第3土曜日:午前9時~正午

返還に必要なもの

- 撤去保管料2,000円
- カギ
- 印鑑
- 免許証など身分証明できるもの

撤去自転車保管所地図



緑のまちづくり

問 みち・みどり整備課

生け垣助成など

市では、緑に包まれた潤いのあるまちづくりの推進を図るため、市民の皆さんの緑化推進事業の一部をお手伝いする制度を設けています。

- 敷地の境界(道路に面している)として、高さ1m以上、延長2m以上で1m当たりの植栽本数が3本以上の生け垣の新設、改修、補修(経費の1/2 100,000円限度)
- 生け垣を設置するためのブロック塀やフェンスなどの撤去(経費の1/2 50,000円限度)
- ブロック塀やフェンスなどに、高さ1m以上、延長2m以上で1m当たり5本以上のつたをはわす場合は、1m当たり5本を300本限度でつた苗を配布
- 町会や事業所が行う30,000円以上の外部から眺望できる植栽事業(経費の1/2 100,000円限度)